

再生可能エネルギー主力電源化・最大限活用を実現する三原則の提言

令和3年6月3日

再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース
大林ミカ、川本明、高橋洋、原英史

I：カーボン・ニュートラルを実現するために

・当タスクフォースは、2020年12月1日の第1回会議以来、再生可能エネルギーの主力電源化を加速度的に実現するため、系統制約や立地制約といった規制上の課題に取り組んできました。それは、2020年10月26日の菅首相による2050年までのカーボン・ニュートラル（温室効果ガス排出量の実質ゼロ）宣言、2021年4月22日の菅首相による2030年までの排出量46%削減（2013年比）の目標設定といった、政府の新たな長期方針に基づいている。

・カーボン・ニュートラルの実現には、省エネルギーが重要である他、原子力やCCS付き化石燃料といった手段も提案されているが、供給側の最右翼は再エネである。様々なエネルギーの中で再エネは、安全性、経済性、環境負荷、エネルギー安全保障（S+3E）の観点から総合的に最も価値が高く、だから世界中で大量導入が進行している。特に、化石燃料に恵まれず、原発の過酷事故を経験した日本にとって、再エネの価値は特別である。

・従って、まずは再エネを最優先で重点的に導入し、最大限活用すべきである。このような考え方は、菅首相¹や梶山経済産業大臣²の指示に則っている。既に2018年の第5次エネルギー基本計画にも、再エネの「主力電源化」や「最大限の導入」が明記されており、政府一丸となってこれを加速することが求められている。

・これまで半年間、当タスクフォースは多くの時間をかけて経産省と電力システムの規制改革について協議させて頂き、合意に至った点も少なくない。一方で、再エネを優先する、最大限活用するという基本的立場において、経産省との大きな相違を感じてきた。政府の長期計画であるエネルギー基本計画が、別途総合資源エネルギー調査会で議論される中で、再エネを最優先で主力電源化する方針が共有されていないことが、当タスクフォースとの協議の不調にも影響していると、痛感するに至った。

・そこで、現在審議中の第6次エネルギー基本計画に、以下の三原則を明記することを改めて提言する。再エネ主力電源化・最大限活用を実現する三原則を政府として確立することで、当タスクフォースが提言してきた規制改革の体系的・整合的な実施が可能になり、カーボン・ニュートラルに向けて前進できると考える。

II：再生可能エネルギー主力電源化・最大限活用を実現する三原則

1：再エネ最優先の原則

¹ 2021年4月22日の地球温暖化対策推進本部後の会見において、菅首相は、原発再稼働の是非に関する質問に対し、排出削減目標の達成のため「まずは再エネを優先して行っていきたい」と発言した。

² 2021年4月23日の閣議後記者会見において、梶山経産大臣は、総合資源エネルギー調査会で議論されている電源ミックスに関する質問に対し、「大前提は再生可能エネルギーを最大限伸ばしていくということ」、「最大上げていくのは再生可能エネルギーだ」と発言した。

- ・再エネは、特に日本にとって最も現実的かつ緊急性の高い脱炭素化の手段であり、その導入と活用を他のエネルギーに先んじて重点的に進める。そのため、政策資源を再エネに集中投入するとともに、再エネに親和的なエネルギーシステムや市場制度（⇒原則2、原則3）への改革を急ぐ。

- ・エネルギーミックスについては、再エネに野心的な目標を設定し、かつその数値を下限とした上で、更なる上積みや前倒しの実現を目指す³。

- ・特に系統制約問題は、欧州等と比べて再エネ導入の不当な障害となっており、可及的速やかに解消する。系統接続時の系統増強費用の一般負担化、北海道のサイト側蓄電池設置要件の廃止、ノンファーム型接続の完全メリットオーダー化やローカル系統・配電系統への対象拡大など、協議中の案件を前倒して実施する。

- ・九州で行われている再エネの出力抑制については、給電順位のメリットオーダー化（長期固定電源より限界費用の低い変動性再エネの優先）、出力抑制が必要な場合の補償を実施する。

2：柔軟性重視の原則

- ・再エネ主力電源化・最大限活用の時代においても、安定供給は十分に確保されなければならない。風力や太陽光といった変動性再エネの割合が増える中で、近年重要性を増しているのが、電力システムの「柔軟性」である。

- ・火力発電の出力調整運転、揚水運転、送電網の広域運用、そのための国内外の系統拡充、デマンドレスポンス、電気自動車を含む蓄電池など、発電側だけでなく系統側・需要側も含む多様な柔軟性を確保し、需給調整市場等も通して合理的に活用することが不可欠である。このような認識を確立し、柔軟性の拡大を重点的に進める。

- ・それは、技術革新により安定供給の仕組みが変わることを意味する。これまで、ベース・ミドル・ピークといった電源区分の中で安定供給を維持してきたが、このような考え方は旧来のものである。原子力や石炭火力といった出力調整が困難な電源は、柔軟性に逆行するため、欧州では不要論が指摘されて久しい。再エネを主力とする電力システムへ移行する上で、ベースロード電源を優先するルールや補助は、撤廃する。

- ・更に2050年に向けて、再エネ電力の余剰が拡大する中で、消費の電化が進むとともに、再エネ由来の水素エネルギー（Power-to-Gas）などを非電化部門で活用する必要が生じる。このような社会全体の脱炭素化においても、柔軟性の部門横断的な提供が鍵を握るのであり、安定供給に関する発想を改めて、エネルギーシステム改革を断行する。

3：公正な競争環境整備の原則

- ・再エネを最優先で導入し、新たなエネルギーシステムを構築するには、市場競争を通じたイノベーションの実現が不可欠である。そのためには、新規参入者を増やし、既存事業者も含めて健全な競争を起こすことが前提条件となる。

- ・しかし現状の競争政策は不十分で、既存電源や既存事業者への配慮が目立つ。発電分野でも小売分野でも寡占状態が続いており、このままでは再エネの主力電源化は期待できない。

³ 2020年10月13日の日本経済新聞のインタビューにおいて、梶山経産大臣は、再エネを「(電源構成上で)上限を設けずに比率を引き上げていく」、「他の電源に比べ上位の主力電源にしていく」と発言した。

再エネや新規事業者が公正に競争できる環境を整備するため、以下の競争政策を強化・迅速化する。

- ・大手電力会社の旧卸電気事業者や公営水力との長期相対契約を解除する。現状の自主的なグロスビディングを廃止した上で、大手電力会社に一定量の市場玉出しを義務付ける。内外無差別のコミットメントを具体化・徹底する。

- ・スポット価格高騰問題の本質的要因を究明し、再発防止を徹底した上で、大きな被害を受けた新電力等への適切な還元策を実施する。老朽火力やベースロードの補助となる容量市場を凍結し、その必要性やあり方をゼロベースで見直す。

- ・消費者が自由に再エネ電力を選べるよう、現行の非化石証書を改め、再エネ証書と原子力証書を分離する。証書の購入に当たり、最低価格をなくすとともに、財務上費用化できるようにする。バーチャル PPA を可能にする。電源トラッキングや電源表示の義務化を早期に実現する。小売事業者が再エネ証書によって、エネルギー供給構造高度化法上の義務付けを達成できるようにする。

- ・昨今の延岡市新電力に関する競争阻害的な行為や、電力販売カルテルの疑いなどの事案も踏まえ、構造的措置の実施を検討する。大手電力会社の会計分離や発販分離、送電事業の所有権分離や将来的な統合、電力広域的運営推進機関の送配電事業者のみの集合体への改組と将来的な全国 ISO（独立系統運用機関）化を検討し、実施する。

- ・電力・ガス取引監視等委員会の組織拡充、権限・専門性の強化、更なる中立性の確保を行う。

Ⅲ：今後の進め方

- ・2021年6月3日の第10回会議において合意に達しない部分については、当タスクフォースとの間で継続的に議論させて頂きたい。

- ・今後経産省がエネルギー基本計画を策定されるに当たり、事前に内閣府との間で協議されたい。

以上